

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会（第2回）議事概要

1 日 時：平成30年2月20日（火）8：40～9：19

2 場 所：総理大臣官邸大会議室

3 出席者：

・委員長

菅 義 偉 内閣官房長官

・委員

西村 康 稔 内閣官房副長官（衆）

野上 浩太郎 内閣官房副長官（参）

杉田 和 博 内閣官房副長官（事務）

横 畠 裕 介 内閣法制局長官

山本 信一郎 宮内庁長官

河 内 隆 内閣府事務次官

・事務局

山崎 重 孝 皇室典範改正準備室参与

土 生 栄 二 内閣総務官

平 川 薫 内閣審議官

4 議事概要

（1）菅官房長官挨拶

- 本日は、前回の委員会で、天皇陛下の御退位や文仁親王殿下が皇嗣となられることについて、何らかの儀式を行うことが望ましいとの意見があったことなどを踏まえ、天皇陛下の御退位に伴う式典、天皇陛下御在位三十年記念式典、文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴う式典について議論を行い、委員会としての考え方をまとめていきたい。

○ 事務局に命じて、皇室制度・皇室史にくわしい4名の有識者の方々からの御意見も聴取しており、これらの方々の御意見も参考とされた。

○ 委員各位の御協力をよろしくお願いしたい。

(2) 有識者からの意見聴取結果について

○ 資料1「有識者ヒアリングについて」を事務局から説明。

(3) 天皇陛下の御退位に伴う式典について

○ 資料2「天皇陛下の御退位に伴う式典についての考え方(案)」を事務局から説明。

○ この説明に関連して、宮内庁作成資料1「歴史上の実例」を山本宮内庁長官から説明。説明の主な内容は次のとおり。

- ・ この度の御退位の儀式については、皇室の伝統を尊重したものとする、との観点が必要かつ大切であることから、宮内庁は、直近の光格天皇の前例などかつて天皇が皇位を退かれる際に行われた儀式について調査を行ってきており、内閣官房と緊密に協議を行ってきた。
- ・ 事務局から説明のあった御退位に伴う式典の考え方について、光格天皇の譲位の儀式との対比を踏まえ、宮内庁として次のとおり意見を述べたい。
- ・ 儀式の場所については、光格天皇譲位時には、新たな上皇の御在所で行われた。今回は、上皇の御在所は未整備であり、考え方の

とおり、宮殿松の間で行われることが望ましい。

- ・ 参列者については、「貞観儀式」に親王以下の儀場への参入の定めがあり、光格天皇譲位時には関白、左大臣ほか参列している。今回は、考え方案のとおり、皇族方が供奉され、三権の長ほか国民を代表される方々が参列されることが望ましい。
- ・ 皇太子の参列については、光格天皇譲位時には皇太子は参列しなかったが、「貞観儀式」では参列されることとされており、また、光格天皇以前に行われた儀式でも参列されている。今回は、考え方案のとおり、皇太子殿下も御参列になることが望ましい。
- ・ 御退位事実の公表については、光格天皇譲位時には宣命使に譲位の宣命を宣読させた。今回は、考え方案のとおり、総理の奉謝、天皇陛下のおことばにより、御退位が内外に明らかにされることが望ましい。
- ・ 剣璽については、光格天皇譲位時には、譲位儀に引き続いて、剣璽が新天皇の下に移された。今回は、考え方案のとおり、退位の儀式が重儀であることを踏まえ、剣璽等を捧持することが望ましい。

○ 委員から、次のような発言があった。

- ・ 御退位の礼は、古来仙洞御所や宮殿で粛々と簡素に行われてきており、事務局から説明のあった「天皇陛下の御退位に伴う式典についての考え方（案）」の内容は、伝統の基本骨格を大事にしたものとなっており、皇室の伝統等を尊重し、また、今の時代にふさわしいものとなっているのではないか。
- 「天皇陛下の御退位に伴う式典についての考え方」について、案のとおりとすることが了承された。

(4) 天皇陛下御在位三十年記念式典について

- 資料3「天皇陛下御在位三十年記念式典について（案）」を事務局から説明。
- 天皇陛下御在位三十年記念式典について、平成31年2月24日（日）に、国立劇場で開催することが了承された。

(5) 文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴う式典について

- 資料4「文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴う式典についての考え方（案）」を事務局から説明。
- 委員から、次のような発言があった。
 - ・ 「立皇嗣の礼（仮称）」によって、御代替わりに伴って皇嗣殿下が皇太子同様の御立場となれることが、内外に一層明らかになるという意義があるのではないか。
 - ・ 「立皇嗣の礼（仮称）」の具体的な内容については、時代に合ったものとなるよう、今後検討していく必要があるのではないか。
- 「文仁親王殿下が皇嗣となれることに伴う式典についての考え方」について、案のとおりとすることが了承された。

(6) 大嘗祭について

- 資料5「平成の御代替わりにおける大嘗祭の整理」及び資料6「平成の御代替わりに伴う儀式に関する最高裁判決」を事務局から説明。

- 「大嘗祭」については、平成元年12月21日の閣議口頭了解「「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について」における整理を踏襲することが確認された。

- 第1回の式典準備委員会において、即位礼正殿の儀と大嘗祭の間に連日儀式や行事が行われたことについて言及があったことに関連して、宮内庁作成資料2「天皇皇后両陛下の平成御大礼時の御日程について」を山本宮内庁長官から説明。説明の主な内容は次のとおり。
 - ・ 前回の説明は、必ずしも十分ではなかったもので、天皇皇后両陛下におかれては、いかに過酷な御日程でお務めになったかを具体的資料により説明する。両陛下におかれては、大変なものであったとのご様子で、今回のことをお気遣いなされていると拝察している。

 - ・ 即位礼当日11月12日には、午前中には御装束にて宮中三殿での皇室行事に臨まれた。午後には国事行為である「即位礼正殿の儀」が午前中の御装束とは異なる御装束で行われ、さらにお召し替えの上、引き続き「祝賀御列の儀」が行われた。夜には「饗宴の儀」の第1日が行われた。両陛下は最初の、外国元首等からの御挨拶を受けられるだけで、お立ちのままで約1時間半を費やしておられ、当日は午後11時過ぎまで御対応になられたものである。

 - ・ 即位礼から大嘗祭までの間においては、翌日の11月13日を例にとれば、午前中は赤坂で外国の王族方との御会見、昼は宮殿にて第2日第1回「饗宴の儀」、午後には赤坂にて園遊会、夜には再び宮殿で第2回「饗宴の儀」と、大変にお忙しい御日程であった。また、「饗宴の儀」は4日間にわたり、計7回催された。

 - ・ 大嘗祭は、即位礼から空白なく行われ、11月22日の夕方から翌日23日の朝までの長時間にわたる、一世に一度の重要な祭儀であった。赤坂御所を出発されてからお戻りになるまで、所要約12

時間、お戻りは午前4時過ぎになったところである。引き続き11月24日から「大饗の儀」が2日間にわたり、計3回催された。

- ・ 皇室の伝統により、即位礼・大嘗祭の後、直ちに伊勢神宮や山陵の御親謁にお出ましになっており、大嘗祭後もお忙しい御日程が続いたところである。
- ・ 以上のように、特に11月12日から12月6日に至るまでは、土日のお休みもなく連日早朝から深夜に及ぶ大変にお忙しい御日程となったところである。こうした平成度の状況も踏まえ、即位礼正殿の儀をもう少し早めに行い、大嘗祭までの日程に余裕をもつようにしていただきたい。

○ 委員から、次のような発言があった。

- ・ 大正天皇・昭和天皇の御大礼は、旧皇室典範、登極令に基づき京都で行うこととされ、両陛下や総理始め要人が東京から京都に移動されたわけだが、二度移動されるわけにはいかないことから、即位礼と大嘗祭が短い期間に集約して行われた。平成の際はこれを前例としたものと考えられるが、大変な御負担となったと伺っており、必ずしも前例とする必要はなかったのではないか。
- ・ 平成の御代替わりの際、饗宴の儀が昼夜にわたり計7回も行われた。饗宴の儀は、新しい天皇皇后両陛下を広く内外の方々にお披露目し、祝賀を受けられるという趣旨で開かれたものであり、できるだけ多くの方に機会を提供するために、そのような回数となったと考えられるが、今回については、現在の時代情勢を踏まえ、儀式の本質は失わないようにしつつ、今後具体的に検討していくことがよろしいのではないか。

(7) 次回日程等

- 退位の儀式について、皇室典範特例法の委任政令に根拠規定を設けることとされたことから、速やかに政令の立案作業にかかり、3月上旬に閣議決定できるよう準備を進めることとされた。

- 第3回の会議は、平成の御代替わり時における閣議決定等を参考とし、これまでの意見と本日は承された事項等を反映させた基本方針の案を事務局に整理させ、その基本方針案について議論することとし、3月中旬を目途に開催することとされた。

(8) 閉会